

四街道市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和6年規則第19号）第14条の規定に基づき、第1号事業における指定事業者の指定等の申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(事業者の指定)

第3条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 省令第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。ただし、法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定及び法第115条の45の6第1項に規定する更新の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第48条第1項に規定する指定施設サービス事業者（以下この条において「指定居宅サービス事業者等」という。）であって、同一の事業所において一体的に第1号事業を行い、又は行おうとする場合における当該期間は、当該指定居宅サービス事業者等としての指定の有効期間の満了の日までの期間とする。

(指定の拒否)

第4条 前条に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、四街道市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(指定の更新)

第5条 市長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 省令第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条 市長は、第3条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者の情報のうち次に掲げる事項を、都道府県、他市町村及び国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定（更新を含む。）、廃止、休止及び再開の年月日
- (4) 事業開始年月日又は停止の期間
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。